昭和52年10月6日 桶川市告示第42号

(扶助費の交付)

- 第1条 市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け られない生活困窮にある行旅人に対し、一時扶助費を交付する。
- 2 前項の一時扶助のほか、当該行旅人の困窮の程度に応じ、必要最小限度の食糧費を合わせて交付することができる。

(交付額)

第2条 前条第1項の規定による交付額は、旅費として必要最小限度の 額とする。

(交付の申請)

第3条 一時扶助費の交付を受けようとする者は、法外一時扶助費交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第4条 一時扶助費は、現金給付とする。ただし、必要に応じて現物給付にもよることも出来る。

(一時扶助費の返環)

第5条 市長は、一時扶助費の交付を受けた者が当該一時扶助費を使用 しなかったとき、又は虚偽の申請により交付を受けたことが判明した ときは、その返還を命ずることができる。

附則

この告示は、公布の日から施行する。